

## 男女共同参画に関する苦情処理機関の設置について

### 1) 設置目的

八戸市男女共同参画基本条例において、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずると明記している。平成13年に本条例を制定して以来、市の施策についての苦情の申出は無かったものであるが、更なる男女共同参画社会の実現を目指し、今後想定される市民等から寄せられる苦情等に対し、適切な処置を講ずることができるよう、専門機関を設置したい。

### 2) 人数

2～3名程度

### 3) 苦情処理機関で受理する(処理する)事案

市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるもの  
市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるもの

### 4) 苦情処理機関では受理しない(処理しない)事案

判決・裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事案  
行政庁において、不服申し立て審理中の事案  
監査委員に住民監査請求を行っている事案  
議会に請願・陳情を行っている事案  
他の法令に基づき処理すべき事項  
雇用機会均等法  
DV防止法 等  
もっぱら私人間の紛争の解決を目的としている事項  
過去に同趣旨の苦情が訴えられ、既に処理が確定しているもの  
苦情処理委員の行為に関する事項

### 5) 苦情処理機関に苦情を申し立てることができる人

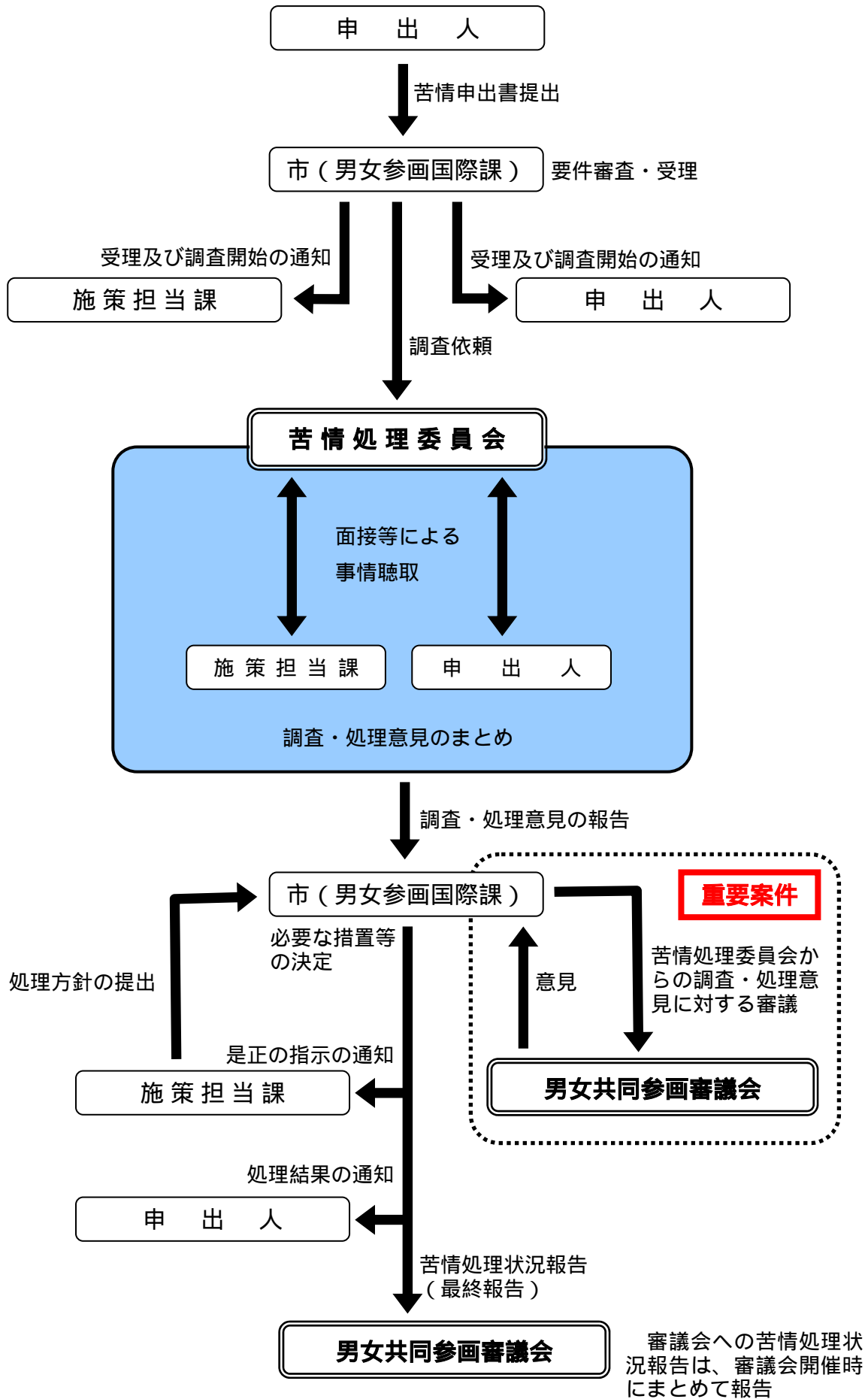
市内に在住、在勤、在学している人  
市内で活動している事業者及び団体

### 6) 事務処理のフロー(別添 フロー図参照)

申出人からの聴取、施策担当部署からの確認等調査  
苦情処理機関による処理方針提出  
(重要案件については)男女共同参画審議会において審議し、処理方針提出  
市が必要な措置等を決定  
担当部署へ是正の指示、申出人への処理結果通知

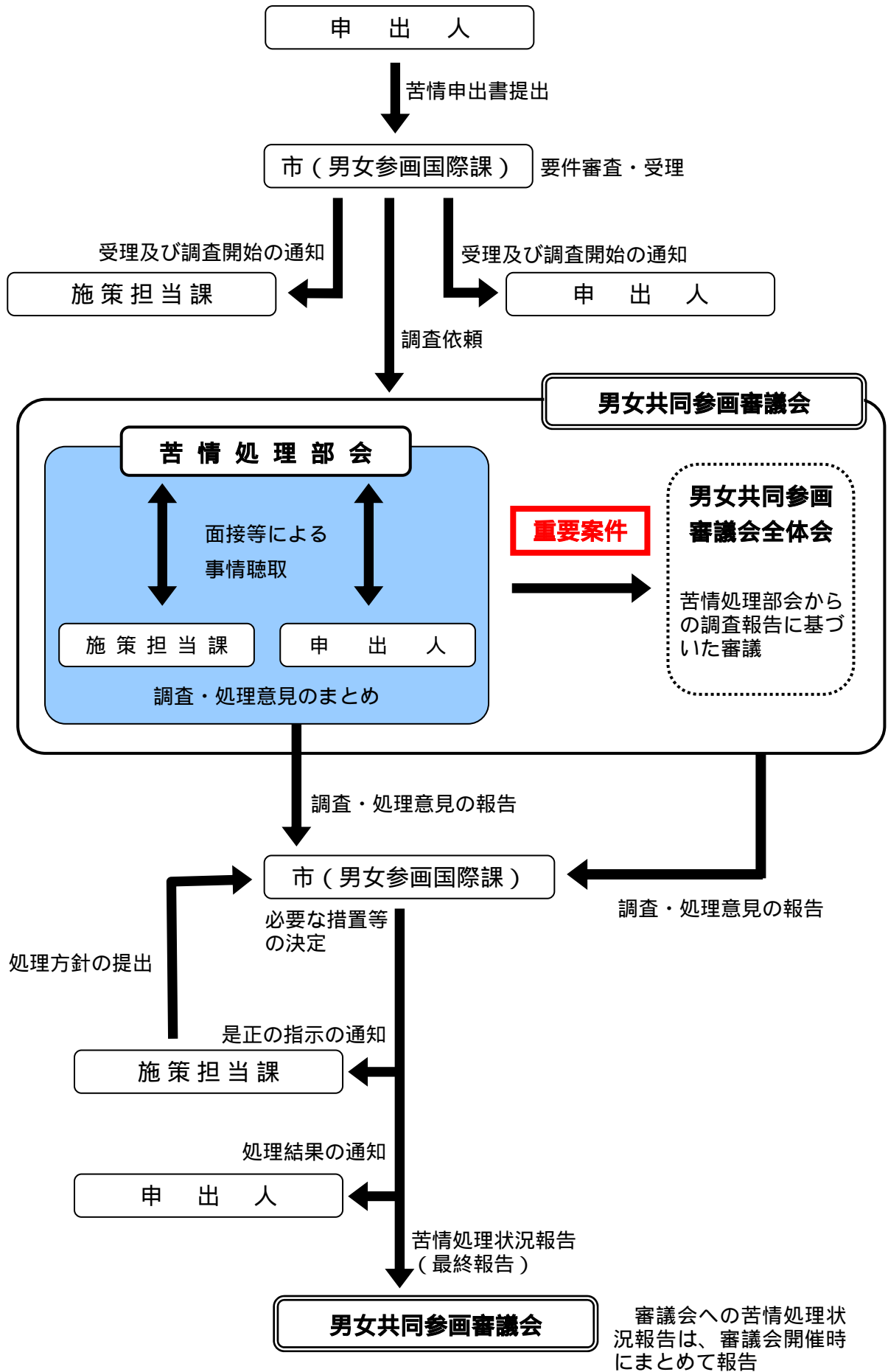
# << 苦情処理フロー >>

案 1



# << 苦情処理フロー >>

案2



検討項目

苦情処理機関の位置付け と 男女共同参画審議会の関わり方

・処理にあたっての基本的な流れ

申出人が苦情申出書を市へ提出  
 市(男女参画国際課)において、要件を審査した後、受理  
**苦情処理機関**において調査し、処理意見をまとめ、市(男女参画国際課)へ報告。  
**重要とみとめられる案件**については、**男女共同参画審議会**で審議する  
 必要な措置等が決定され、是正の指示・通知。  
 苦情の申出人へ処理結果の通知。

	案 1	案 2
組 織	独立した第三者機関として存在	男女共同参画審議会の下部組織として編成
苦情処理機関の作業	調査し、処理意見をまとめた後、提出。	通常の場合は、調査し、処理意見をまとめ提出。 重要案件については、調査報告にとどめる。
男女共同参画審議会の関わり	苦情処理機関が提出した調査・処理意見の報告をもとに審議し、意見付与。	苦情処理部会からの調査報告に基づき、審議し、処理意見を提出。
関係者数 (最大値)	苦情処理(3名) + 審議会(15名) = 18名	審議会(15名:内 処理部会(3名)) = 15名